

ホームレスの人びとの諸権利を守るための 新しい手段としてのホームレス権利章典

アダム・プロスツカ (Adam Ploszka) (著)

石 井 幸 三 (訳)

I 訳者前書き

本稿で翻訳する論文は、私が今後の課題を探す過程で見つけたものである。もっとも、その課題は、まだ不確定である。訳出したのは以下の理由からである。日本で、いわゆるホームレス問題が、世の注目を浴びたのは2008年9月中旬に起こったいわゆるリーマン・ショックを契機にしてであり、2020年春からの新型コロナウイルス (Covid 19) によって、今またその問題に取り組む必要性が増している。この粗雑な把握は、この問題に真剣に取り組まれている人には不十分であろうが、それは脇に置く。私の関心は、ホームレスの諸問題を法 (学) 的にどう考えるかであり、その手掛かりとして欧米の取り組みを知ることである。

この論文はこう記している。「これは、the Creative Commons Attribution licence の諸条件の下で配布されている……。」この論文はある条件では著者に無断で訳せるが、儀礼上、著者とメールのやりとりを4月下旬行ない、了承を得た。

訳文は、以下の事を念頭において読んでいただきたい。

右肩ルビの数字は、原文の注である。ダガー(†:短剣印) 付きの数字は訳者石井の注であり、原文の理解を助けるために、適宜置かれている。短い訳者注は亀甲括弧〔 〕で適宜挿入される。冒頭のアスタリスク

(*：星印)は、原文のものである。原文注は注が打たれたページの下に置かれているが、翻訳ではまとめて後置した。§の印は、石井が便宜上つけた。

訳語について。homelessness は、「ホームレスであること」は直訳的な訳語であろうが、文脈上、ホームレス、ホームレス事態、ホームレス状態、ホームレス問題と訳した場合もある。homelessも人かどうかわかりにくい場合があり、適宜訳し分けた。

日本語でもそのまま使われるようになったaccess（アクセス）に関しては、敢えて様々な日本語の訳語（利用、立入、立入利用、近づき等）を私は当てはめてみた。

訳文中に出てくる団体、主に非政府組織等が、ホームページをもっている場合、その単語に波線を引いた。

Ⅱ 訳

「ホームレスの人びとの諸権利を守るための新しい手段としてのホームレス権利章典」

A Homeless Bill of Rights as a New Instrument to Protect the Rights of Homeless Persons

アダム・プロスツカ (Adam Ploszka) *

European Constitutional Law Review, 16 : 2020, pp.610-624

〔述べられる事項〕人権の侵害としてのホームレス事態——ホームレス状態の犯罪化——ホームレスの人たちの権利保護に関する国際的並びにヨーロッパ的不十さ——発想の源としてのアメリカ〔諸州の〕ホームレス権利憲章 (charters)——雛形のヨーロッパ・ホームレス権利章典——FEANTSA——人権文書——ホームレスの人々の積極的権利と消極的権

利——ホームレス状態から脱出する権利——合法の範囲で生存に必要な活動の権利——スペイン、スロベニア、ポーランドでの人権都市による章典の採用と実行——ソフト法——ホームレスの人々の権利の保護のための展望

§ 序

国際的な人権保護の発達には、明確な傾向がある。その傾向は、様々な形態の排除をうけている社会的または民族的 (ethnic) 集団に属している諸個人の諸権利を保護するための機構の創造によって明らかにされている。今のところ、国際連合は、とりわけ人種的 (racial) 少数者、女性、子供、障害者に属する人びとの権利を保護する条約を採択している¹。また高齢者の権利を保護するだろう条約の採択に関する議論が、10年以上にわたって交されてきている²。極貧を含めた貧乏を経験してきている人びとの権利保護の強化を意図した立法案が、この傾向に追随している。この傾向に導かれて、今のところ、国連が、極貧と人権に関する国連の指導原理をソフト法文書 (a soft law instrument) として採択している³。

国際法におけるこの発展は、ホームレス危機 (the homelessness crisis) が影響した人々の権利を保護する非標準的〔法的〕文書、すなわちホームレス権利章典^{†3}を個々のヨーロッパの市が草の根レベルで採用したことで非常に関連している。これらの立法案は、ヨーロッパの非政府組織 FEANTSA (the European Federation of National Organisations working with the Homeless: ホームレスの人と共に働く国家的諸組織ヨーロッパ連合) の主導で採用された。この組織は、アベ・ピエール財団 (the Abbé Pierre Foundation) と共に、雛形的なホームレス権利章典を発展させた⁴。本稿は、以下では、FEANTSAの章典を、雛形の (ヨーロッパ) ホームレス権利章典として言及する。

本稿は、ホームレスの人びとの権利を保護する通常ではない方法を分析

する。この分析は、本稿が確立している構造に対応している四つの部分を含んでいる。第一部分は、人権を基礎としたホームレス事態への取り組みに焦点を当てる。この部分で、本稿は、ホームレスを経験している人々に適用される現行の国際的な人権基準といったより広い背景を背にして、ヨーロッパ・ホームレス人権章典を提示する。この観点を採用することで、我々は、人権というこの道具の潜在能力を評価することができる。第二部分は、ヨーロッパ・ホームレス人権章典の起草の背後にある動機を再度述べ、またヨーロッパの章典の起草者を鼓舞させた立法案（measures）つまりアメリカ合衆国の個々の州によって採用されたホームレス人権章典法を叙述する。第三部分は、雛形のホームレス権利章典の規範的構造を調べる。最後に、第四部分は、ヨーロッパにおける地域的な都市の管轄権（jurisdiction）においてどのようにその章典が採用され実行されているかを探究する。ヨーロッパの都市によって章典が実行されている過程は、調査を受け入れた市の代表者あるいはそれらの市での非政府組織の代表者が完成させた調査専用の用紙から得られたデータに基づいて分析された。今のところ、章典を採用したのは、ヨーロッパの八つの市である。つまり、スロベニアでの四市、スペインでの三市、そしてポーランドでの一市である。

本稿の主要目的は、非常に有望な発展である雛形のヨーロッパ・ホームレス〔人権〕章典の形成と実行が、ホームレスを経験した人びとの状況を現実に変えることができるのだろうかということ、研究問題に答えることである。

§ ホームレスの人びとの人権保護基準

ホームレスは、世界的な国境なき現象である。ホームレスは、豊かなOECD〔経済協力開発機構〕諸国そして低所得の発展途上国においても、個人に経験される。この現象を定義する統一的な方法を欠いているために、ホームレスを経験した人口の明確な規模を明瞭に決定することは困難であ

る⁵。概算では、全世界の1億5000万を下回らない人（世界の人口の約2%）が、ホームレス事態の影響を受けている⁶。ヨーロッパ連合〔EU〕では、少なくとも70万のホームレスの人が、戸外あるいは緊急の／一時的な宿泊施設で寝ている⁷。最近では、特にヨーロッパで、ホームレスを経験する人の数が、上昇傾向にある⁸。

ホームレス危期に打ち勝つためにホームレスの人を援助する諸団体（Entities）は、その問題に取り組むために、彼らの行動で様々な手段に訴える。この目的のために採られた法的手段（instruments）は、また人権の手段（measures）を含んでいる。人権の手段は、ホームレスの人々のために働く非政府組織によって急速に用いられている。なぜ人権を基礎としたホームレス事態への取り組み方法が益々普及しているのか。この問題の最良の答の一つは、この取り組み方法が、他のホームレス〔解決〕戦略を強めることと、戦略をより効果的にすることを一般的に意味していることである⁹。この結論は、ホームレス事態に対する人権からの取り組み方法はその問題自体の認識とその問題に利用できる救済の認識とにおける転換を含意するという仮定に依拠している。人権の観点から、問題は、もはや人間に関しない問題ではなく、ホームレスの人に与える人権侵害のプリズムを通して認識されるべき問題である。ホームレス危期が与えた人々への法的な権能強化（empowerment）は、これらの人々が公的な機関からの単なる援助の受領者であることをやめるという状況を導くと期待される¹⁰。結果的には ホームレスであることの防止は、公的な機関の側の善意の行為を終わらせることになり、予防の遂行はもはや完全には政治的裁量の範囲内に置かれるわけではない。その代わり、それは、遂行しない場合や不十分な遂行の場合要求されるかもしれない司法審査に服す法的な義務になる¹¹。

ホームレス問題に対処するため人権に効果的に訴えるには、ホームレスの人々の保護に関する人権の基準そしてそれに関連した公的機関の責任が

確認されなければならない。これらの基準は、憲法からだけではなく、国際人権法の文書からも導き出される。従って、以下の試みは、ホームレスの人々の権利の国際的な保護の現状を簡単に特徴付ける。該当する人権保護の基準を再陳述することで、我々は、ヨーロッパ・ホームレス人権章典の衝撃を新しい人権文書として評価できることになる。章典はヨーロッパの都市で採用されているので、本稿は、ヨーロッパの国々で適用する当該基準のそれら「人権」を調べるのみである。

この文脈で 注意すべきことは、国際法に関する限り、ホームレスを経験した人々の権利は、住居の権利 (right to housing) とそれに関連した公機関の責務と本質的に結びついていることである¹²。しかし、ホームレス事態を阻止するための公機関の責務を明確に述べている唯一の法的文書は、改訂ヨーロッパ社会憲章である¹³。つまり、「住居の権利」と名付けられたその憲章第31条2項はこう定めている。「住居の権利の効果的な行使を確保する目的で、当事者たちは、ホームレス事態の漸進的廃絶を目指してそれを防ぎ減少させる企図がある諸方策を講じる。」¹⁴ 同31条2項は、社会権に関するヨーロッパ委員会の広範な司法管轄権 (jurisprudence) のための基礎を与えており、それは、上述の規定から生じる公機関の責務を明確にする¹⁵。

ホームレス事態を阻止し、ホームレス危期によって影響を受けた人々の権利を保障する明確な責務は、普遍的な人権体系を構築する拘束ある法律の中に直接含まれているわけではない。既に指摘したように、非拘束的な文書である極貧と人権に関する国連の指導原理のみが、ホームレス問題に取り組む国家の責務を直接的に言及している。その指導原理は、次のように定めている。国家は

「ホームレスの人々のために水と衛生施設の立入利用を保証しなければならないし、適切な衛生施設が利用できない所では、公共の場で洗ったり大

小便したりすることを含めて衛生〔維持〕活動を犯罪化することを控えなければならない。』¹⁶

国連のその指導原理は、また、国家が、全てのホームレスの人々のために適切な一時的避難所の供給に十分な資源を充当すると同時に¹⁷、国家戦略を通じてホームレス事態の撲滅に優先権を与える責務を国家に課している。前者の〔避難所に関する〕責務は、ホームレス事態に関する公の議論の本質的事柄である。ホームレスの人々は、彼らの注意を、地方的なまたは国家的な政治に関する行動よりも、彼らの日々の必要を満たすことに普通当てている。ホームレス問題は、普通、公の議論の周辺で現れる。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、ホームレスの人々の人権の普遍的保護のための重要な文書手段である。その規約はホームレスの人に直接的な言及をなしていないけれども、その第11条は住居の権利を含む相当な生活水準への権利を保障している。経済的、社会的及び文化的権利に関する国連委員会は、この条項をその一般的な注釈において解釈する一方、その委員会は、ホームレス事態を阻止するために関連した幾つかの国家の責務を記している。

ホームレス事態を阻止するために国家がどのような行為を採るべきかを決定する重要な出発点は、問題の統計学的厳密さを確認することである。事実に基づいた証拠に近づくことは、例えば、ホームレス問題に取り組むのに使われる基金が適切にホームレス人口の規模に対応しているかどうかを正しく計るのに必須である。この理由のため、上記の国連委員会は、国家の管轄権が及ぶ地域内で、ホームレス事態と不適切な住居事情を十分な程度で確定する〔国家の〕責務が、直接的効果を持つべきであると強調している¹⁸。このようにしてこの委員会がホームレスの人の法的権能強化のための必要を間接的に注記したとする委員会の勧告は、ホームレス人口の規模増大を反映している。

この委員会の意見において、また、ホームレス問題に取り組む必要性は、ホームレスになる危険を抱えている人がホームレスになること、特に、強制的な住居の追い立ての機会にそうなることを防ぐ国家の責務によって表される。〔その意見は書いている。〕「ホームレスの人の顕著な増加水準に関わる状況では、〔民事訴訟の〕集団訴訟を促進する可能性を探ることがまた適切だろう。」¹⁹ この文脈で、この委員会は次のように述べている。

「住居からの追い立てによって、個人がホームレスになる、あるいはその他の人権侵害にさらされやすくなるという結果になるべきでない。このような影響を受けた人々が自分自身で何もできない場合には、国家という当事者は、〔彼らが〕適切な代替住居、定住地、あるいは事情によれば生産的な土地への立入利用を確保できることを確かにするために、国家の利用できる資源を最大にして、全ての適切な方策を講じなければならない。」²⁰

最後に、この委員会は、また、ホームレスの人々が適切に維持された給水施設の立入利用ができるべきだと指摘することで、水の権利という文脈の中でホームレスの人の諸権利に言及している²¹。

住居の権利は、ホームレス問題に取り組むためには決定的である。しかし、ホームレス事態を、住居の権利という観点からのみ見ることは非常に不適切であろう。ホームレス事態の経験は、非常に頻度で、住居の権利以外の個々の権利侵害を同時に伴う。この論点に光を与えたのは、適切な生活水準の権利の構成として適切な住居そしてこの文脈において非差別の権利に関する〔国連の〕特別報告者の報告であり、それは、「緊急の世界的な対応を要求する世界的な人権危機としてのホームレス事態」と題されていた²²。この文書は、ホームレスであることは、生命、身体的安全、健康、家庭と家族の保護という諸権利の侵害と残酷で非人間的な扱いからの

自由の侵害のみならず適切な住居と非差別の権利の侵害であることに、いささかの疑念も与えない²³。

この事実、また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国連委員会によって、かなりの程度、差別の禁止に関する当該委員会の解釈において認識されてきている。その委員会が宣言するように、

「個人又は個人の集団は、社会内のある一定の経済的あるいは社会的集団あるいは階層に属しているという理由で、恣意的に扱われるべきではない。個人が貧困状態で暮らしていたりホームレスである時に、その個人の社会的そして経済的状况は、次の結果をもたらすかもしれない。公共の場所への拒否やそこへの不平等な立ち入りのみならず、教育と健康管理について他人と同様の質を持つことの否定や不平等な処置に導く可能性のある広範に広がる差別や汚名付与や否定的な固定観念という結果である。」²⁴

ホームレスであることは個々の人権侵害と密接に結びついているという明白な結論にもかかわらず、この現象は（広く理解される）法的活動の周辺と市民的な政治的な権利や自由を支持するために責任ある諸団体の法的活動以外の他の形式の表現の周辺とに留まっている。その事実については多くのもっともな説明がある。一つのあり得る説明は、ホームレス危期によって影響を受けた人々は、彼ら自身に生存の手段を与える目的を持つ行為にどちらかと言えば焦点を当てるので、法的な行動を起こすこと（legal activism）には低い程度の関心しか示さないということである。もう一つの理由は、ホームレス事態を阻止する法的手段に訴える非政府組織の数が不十分なことであろう²⁵。原因が何であれ、結果は、ホームレスであることとホームレスの人権が、市民的及び政治的権利に関する国際規約の適用に関連して出された国連人権委員会の一般的注釈から事実上欠けていることである。この委員会は、選挙権に関する〔以下の〕文章の中でホー

ムレスの人に明確に言及するのみである。「国家は、選挙権が与えられた全ての人々がその権利を行使できることを確実にするために効果的な手段を講じなければならない。投票者の登録が要求される所では、登録が容易になされるべきでありそれへの障害が課されるべきでない。もし居住の諸要件が登録に適用されるならば、それらは合理的でなければならないし、それらはホームレスの人を投票権から排除するような方法で課されるべきでない。」²⁶ 概して、ホームレス現象は、ヨーロッパ人権裁判所〔ECtHR (略称)〕の判例法においても明確にはほとんど取り上げられていない²⁷。

要約すると、ホームレスの人々の権利は、ヨーロッパの諸国で適用できる国際人権協定の形での国際法の文書によって明確には扱われていなかった。立法や規制団体の実務においてホームレス事態やホームレスの人々の権利への時折の言及は、住居の権利と本質的に結び付けられている。明らかに、住居の権利は社会権である。この状態を変える努力にもかかわらず²⁸、社会権としての住居の権利は、個人的及び政治的な権利と自由に比較して、実質的により低い水準の保護しか受けていない。同時に、ヨーロッパの管轄権の域内では、住居の権利の行使の実行は、重大な関心をひき起こしている²⁹。

これらの状況のゆえに、ホームレス危機を経験した人々が人権に訴えることは、より一層できないのである。結果として、決定的重要性は、ホームレスの人々の状況にも適用できる、全ての人に適用可能な人権の基準に置かれる。

§ ホームレス状態の犯罪化に反対する方法としての権利章典——アメリカの例

上述にも関わらず、ヨーロッパ・ホームレス人権章典の発達の背後にある鍵となる合理的根拠は、ホームレスの人々の人権保護に関する適切な基準の不存在（あるいはその確認の困難さ）ではなかった。章典の中心的な

目標は、幾つかのヨーロッパの国々で存在する政策の潮流であるホームレス状態の犯罪化³⁰に反対することである³¹。この考えは、次のような立法全てを含む。すなわち、それは、物乞いや食料漁りのために公共空間を様々な形で使用することに対して刑罰を科す立法や例えばベンチで眠ることを妨げる「防御的な」公的な構造物の設置を認める立法である。ホームレス状態の犯罪化は、急速に一般化しつつある³²。それは、極貧と人権に関する国連の指導原理が「特に、ホームレスの人は、しばしば移動の自由の制限に服し、公共空間を使用することで犯罪とされている」³³と明記したという事実によって証明されている。ホームレス状態の犯罪化は、ホームレス問題を解決する助けにはならない。それは、むしろ、公衆の目からその現象を隠す試みを構成するだけである。最も極端な形式のホームレス状態の犯罪化は、ハンガリーが採用した処置である。そこではホームレスの人々が公的機関から与えられる支援を拒否することは、直接自由の剥奪に導くこととさえある³⁴。

EU議会が、2014年EUのホームレス問題に関する戦略の決議を採用した時、その議会も、ホームレス状態の犯罪化に関して述べていた。この文書において、EU構成国は、「ホームレスの人々の犯罪化をすぐさま止め、そしてホームレスの人々による社会的援助と避難所の利用を妨げるために使われる差別的な慣行をすぐさま変える」ように要求された³⁵。

ホームレスであることは、非ヨーロッパの国々で、特にアメリカ合衆国においても、様々な強度で生じている現象を伴ない、ヨーロッパ以外でも同様に犯罪化されてきた³⁶。ホームレス権利章典という考えが、ホームレス状態の犯罪化を阻止する道具として、さらにホームレス危機によって影響を受けた人々が差別を受けたり社会的に排除されるのを防ぎそしてホームレスの人が司法に近づく手段として、始めて生じたのはアメリカ合衆国である³⁷。そのような立法が、合衆国の連邦に編入されていない（unincorporated）領地プエルトリコで2007年に最初に採用され³⁸、それからロー

ドアイランド (2012年)³⁹、コネティカット (2013年)⁴⁰、イリノイ (2013年)⁴¹ の各州で採用された。さらに、カリフォルニア、ハワイ、オレゴン、ヴァーモント、ミズリー、マサチューセッツが、不成功ながらも、ホームレス人権章典を採用しようと試みていた⁴²。

ホームレス権利章典の採用された法文は、二つの規制モデルを明らかにしている。主要なモデルは、ロードアイランド州の章典を基礎にしており、それは、その後、多少とも、コネティカット州、イリノイ州によって再生産され採用されている。プエルトリコに関しては、もう一つの違った規制モデルを採用している。

ロードアイランド州ホームレス権利章典を基礎としている前者のモデルに従えば、章典の中に聖化された (enshrined) 権利は、ホームレスの人々の文脈において適用される、平等と非差別の原則の解釈である。この見解はロードアイランド州章典の冒頭の条項によって確認される。その条項の言葉が、章典はホームレス危機によって影響を受けた人々に何らかの新しい権利も与えないと言う結論を導いている。その当該の条項はこう記している。

「公共の援助に対するいかなる人の権利、特権、近づきも、彼や彼女がホームレスであるという理由だけで、否定されないし制限されない。そのような人々は、この州の他の永続的住居民 (permanent resident) と同じ権利や特権を与えられる。」

ロードアイランド州のこの章典によれば ホームレスの人々は7つの権利を与えられている。

- 1 他の人と同じように同じやり方で公共空間を自由に使用し移動する権利。

- 2 州のあるいは地方の全ての機関によって平等に扱われる権利。
- 3 ホームレスの人の郵便物宛先が永続的な宛先でないとか避難所や社会的援助供給体の宛先であるという理由で、雇用を探したり維持したりする期間に差別を受けない権利。
- 4 彼や彼女の住居状況ゆえの差別から自由に、緊急の医療手当を受ける権利。
- 5 彼や彼女の住居状況ゆえの差別なしに、投票、投票への登録、投票のため身分確認をするのに必要な書類を受ける権利。
- 6 「彼または彼女が」 ホームレス避難所や援助供給体に与えた自身の記録や情報を、適切な法的権限なしに、国家機関や地方機関そして私的な機関に開示することから保護する権利。
- 7 州の永続的住居での個人的財産と同じ程度で彼あるいは彼女の個人的財産におけるプライバシーへの合理的な期待権。

重要なことは、ホームレス危機によって影響を受けた人々がこの章典における自分の権利を直接、裁判行動を通じて強行することができることである。その章典は明白にこのことを次のように規定することで認めている。「この章 (chapter)^{†4} の侵害を申し立てる民事訴訟において、裁判所は勝利した原告に対して差し止め救済そして宣言的救済、現実の損害賠償、合理的な弁護士料金と費用を与えることができる。」言及するに値するのは、この種の保障はコネティカット州によって採用された章典には含まれていないことである。

プエルトリコが用いた他の規制モデルは、違った方法を表している。プエルトリコのホームレス権利章典は、ホームレス問題の取り組みのためにより広いそしてよく確立された立法的枠組みを形作っている（法律130号）⁴³。この立法の目的は、非常に曖昧な方法で次のように定義されている。「全ての人々が彼らの頭上に屋根を持ち、全ての人々が受ける権原が

ある基本的援助を迅速かつきめ細かく手に入れる場所にプエルトリコをす
る。」

この〔プエルトリコの〕取り組みの基本的な要素は、行政機構の設立、
すなわち多部門横断的ホームレス住民支援協議会（Multi-Sector Home-
less Population Support Council）創設である。協議会は、取り分け、
ホームレス危機を経験している人の諸権利実行の任務を課せられている。
協議会の構成員は、ホームレスを経験した人々の代表者やホームレスの人
のために働く非政府機関の組織の代表者を含んでいる。この立法枠組みの
部分であるホームレス権利宣言は、ロードアイランド州のホームレス人権
章典をモデルにした章典の一般的特徴である消極的権利だけではなく、避
難所、食料、医療保護、職業訓練への権利といった積極的権利も認めてい
る。注意すべきは、プエルトリコ・ホームレス権利章典によって保障され
た権利は、裁判行動を通じて強行されえないことである。この理由は、こ
の章典が次のように規定しているからである。「この章の規定の下に制定
される全ての苦情は、法規によって、プエルトリコ・コモンウェルス統一
行政手続法に一致してその趣旨が認められるように処理される。」

アメリカ合衆国で、ホームレス権利章典を採用する州立法の基本的重要
性が明らかになるのは、その州立法が、ホームレス事態を防ぐことにとっ
て決定的である住居の権利を含む社会権の保護が連邦憲法レベルでは欠如
していること比較された時にである。さらにアメリカ合衆国は、経済的、
社会的及び文化的権利に関する国際規約を批准していない。結果的には、
合衆国におけるホームレスの人々には、連邦〔法〕あるいは国際〔法〕レ
ベルで公機関が住居の権利を実現しないことに異議を唱える機会がない。
上述から、住居の権利（そして他の社会権）の法的保護を確実にすること
を目指す努力は、平等条項の解釈に基礎をおいた救済を求めることに焦点
を当てている。州レベルでのホームレス権利章典の採用は、事実、その努
力の例なのである。

§ 雛形のホームレス権利章典

アメリカ合衆国の経験は、明確に、FEANTSAとフランスの非政府組織アベ・ピエール財団の共同企画であるヨーロッパ・ホームレス権利章典の草案の発達のための発想の源となった。その章典が取り扱う権利の表の比較によって明らかにされる類似性は別として、この発想は、章典の前文において明確になる。それは次のように書いている。

「これを達成する助けとなるため、協議会は、ホームレスを経験した人々が市内の全ての他の住民と同じ取り扱いを受ける権利を有することを再度述べることが重要であると考え。如何なる人も、その人がホームレスであるという理由で、より一層、権利を否定されるべきではない。」⁴⁴

ヨーロッパの章典の草案者達は、その章典が路上生活者の基本的権利を保障するだろうと思い描いた⁴⁵。アメリカの章典と違って、ヨーロッパのこの文書は、中央（国家）機関よりもむしろ地方機関のために作られた。起草者達がこのやり方を主として正当化したのは、章典が防ごうと想定している手続きである、ホームレス状態の犯罪化を結果的にもたらす地方法を制定できるのは地方機関であると指摘することによってであった。この〔地方機関への〕選択はさらに別の事実の考慮によって正当化される。つまり、多くのヨーロッパの管轄権（jurisdiction）は、一般的に、地方機関がホームレス事態を防止する責務があるとしている⁴⁶。最後にしかし大事なことは、地方機関をホームレス権利章典の対象者（audience）として明示することは、功利主義的理由で正当化されうる。ヨーロッパの市を説得してその章典を採用させることの方が、国家の政府を納得させて国の憲法秩序を変更することでホームレスの人々の権利を保障させることよりもずっと容易だからである。

しかし、その章典を地方機関によって採用され実施されるべき文書とし

て定義することは、その派生問題を生じさせる。その最も重要なものは、ヨーロッパに行き渡っている階層的法源の体系の結論である、地方的に採用されたホームレス権利章典は、より高い法的制定物、特に憲法的地位をもつ制定物と一致しなければならないという条件である。これは、ホームレス状態が国家レベルで犯罪化されるところではどこでも、ホームレス状態の非犯罪化の目標は短期間では達成されえないということを意味する。しかし、それは、都市レベルでのホームレス権利章典の採用が生み出した圧力が、この目標が長い期間を経ると達成されるのを導くことを排除するものではない。市をこの章典の名宛人と明示するもう一つの明らかな帰結は、その法文書の影響範囲がそれを採用した都市に限られることである。これは、また、章典の実施のために配分される財政的な資源の縮小を意味する。市の予算は国家政府の予算よりもずっと小さいからである。

ホームレス権利章典は、比較的最近である2016年に着手された。その章典は、11の権利を含んでいる。

- 1 ホームレスの状態から脱出する権利。
- 2 見苦しくない緊急用宿泊施設の立入利用の権利。
- 3 公共空間を使用し公共空間を自由に動く権利。
- 4 住宅非保持者を差別することなく、全ての人に対する平等の取り扱いの権利。
- 5 効果的な郵便物宛先の権利。
- 6 基本的な衛生施設の立入利用の権利。
- 7 緊急援助の権利。
- 8 投票権。
- 9 個人データ保護の権利。
- 10 プライバシーの権利。
- 11 合法的に生存に必要な行為を実行する権利。

ヨーロッパ・ホームレス人権章典は権利の表の提示だけではなく、権利の範囲やその実体を定義している。章典の各規定は、ホームレスの人々は他の人と同等に扱われるべきであり差別されるべきでないということを強調しているロードアイランド州ホームレス権利章典で確立された雛形に一般的に従っている印象を与える⁴⁷。主要な違いは、ヨーロッパ権利章典は、「古典的な」消極的権利だけではなく、積極的権利も含んでいることである。これらの〔積極的〕権利が保障されうるのは、それらを支持するのに責任を負う機関、この場合は市、によって行為がなされる場合のみである⁴⁸。その章典の冒頭に書かれている、ホームレス状態から脱出する権利に特に注意が払われねばならない。この権利は、ホームレス事態防止の文脈の中で急速に一般化した見方である、家に住むという典型例から発生する。家に住むという典型例は、次の正確な観察に基づいている。すなわち、ホームレスの人が宿泊施設を獲得するように導かない国家あるいは地方の政府によって遂行される全般的な援助処置は、ホームレス問題を解決することを目指しているよりも、むしろホームレス事態を緩和するだけだろうということである。上述の〔第1の〕権利は、ヨーロッパの章典に置かれた第2の権利、つまり見苦しくない緊急用宿泊施設の立入利用の権利と結びついている。第1の権利は、社会権の規範的構造の特徴である、「〔協議会は……〕働くべきである（shall work）」という命令的表現によって表された綱領的（programmatic）規範である。第2の権利は、「ホームレスである全ての人びとに立入利用されねばならない」という語句によって明示されているように直接の効果をもつ責務を述べる。章典によって与えられている規定の他の積極的権利の中でも、人は、また、効果的な郵便物宛先の権利を注目しなければならない。この権利の重要性は、特にそして恐らく排他的に、ホームレスの人々の場合に明らかになる。この権利は、ホームレス危期によって影響を受けた人にとって、裁判所や他の行政機関に近づくために緊密に結びついた他の権利の行使に基礎的である。そのよ

うな近づきは、郵便物の宛先のない人には実質的に制限されている⁴⁹。

ヨーロッパ・ホームレス権利章典によって保障された権利とロードアイランド・ホームレス権利章典によって保障された権利の比較は、前者が、雇用や雇用前の差別に言及していないことを明らかにする。この欠如には、二重の説明がある。第1の説明は、反差別立法の広範な体系がEUで存在しており、このような章典で関係規範を繰り返すことは章典を冗長にすると言う。第2の説明は、文化的な違いを指摘する。つまり〔ヨーロッパでは〕労働はホームレス脱出の基本要素として認識されていないということである。

ヨーロッパ・ホームレス権利章典の起草者たちは、その文書を、ヨーロッパの諸法と国際法との人権文書から採られた諸基本権であり、その後ホームレスの人という特別な状況に適合させてきているそれらからの編纂物として計画した⁵⁰。この文脈において、幾分意外なことは、その章典はホームレスの人個人の尊厳に言及していないことである。特にホームレスの状態が非常にしばしば尊厳の侵害によって付きまといわれていることを考えればそうである。その章典で現れている「尊厳」に対する唯一の明示的な言及は、基本的な衛生設備を立入利用する権利の実質に関係している。しかし、人間の尊厳はこの点にのみ還元されるべきでない。権利としてあるいは法原則として人間の尊厳は、多くのヨーロッパの法体系において決定的な地位を保持している。それは、幾つかの管轄権区域では尊厳ある生を送る権利を含む、諸権利と諸自由のより一層の保障の源である⁵¹。

第2の意外な側面は、恐らく「諸権利」の観念を一貫した方法で使いたいと欲求から、「諸自由 (freedoms)」という範疇が諸権利の表から完全に省かれているということである。この選択は、その章典の標的である対象者 (audience) が、章典で定められた権利と拘束力ある人権基準との関係を確立するのに一定の困難を経験するだろうことを意味している。このことが特に明白になるのは、公共空間を使用し自由に公共空間を移動する

権利の場合である。この権利は、「移動の自由」と名付けられても良いものであろう。その表現は、明らかにこの権利の規範的源を示しているだろう。つまり、ヨーロッパ人権規約第4議定書第2条である⁵²。傍注として、安全な飲料水と衛生の権利に関する特別報告者は、この自由から生じる公機関の積極的責務を示した。この特別報告者の意見では、公共空間が、例えばホームレスである人々によって居場所（dwellings）として使われている状況では、国家は、また、所有物と服装の清めと食事の準備を含んだ家事的な必要を満たすのに適切である利用水準を保障するように責務づけられるのである⁵³。最後に、諸自由に関する限り、なぜその章典によって保障された諸権利の表が、ホームレス状態の犯罪化と密接に結びついている非人間的で品位を卑しめる扱いを受けることからの自由を含まないのかを理解するのは難しい。言及に値するのは、今述べた自由が、国連の人権委員会によれば、ホームレス状態の犯罪化によって侵害されていることである⁵⁴。

ヨーロッパ・ホームレス権利章典はそれを採用することを選ぶ都市の必要性に叶うために自由に修正されうる雛形の章典として設計されている⁵⁵。この手法は疑いもなく有利性を持っている。章典は、地方の都市の法に必要なもののみならず特定の国家法の体系に必要なものに合致するように改変されうる。さらに、「地方化された」章典という最後の言葉は、ヨーロッパ・ホームレス権利章典で示された権利以外の権利を考慮することを可能にする。そのように順応性があるので、その章典は、個々の都市によってより容易に採用されうる。他方、人が認めなければならないのは、この柔軟性が一定の制限に服しているということである。特に、地方で採用された章典の言葉遣いが、ヨーロッパ・ホームレス権利章典の第1条、第2条に含まれた重要な権利、つまりホームレス状態から脱出する権利そして見苦しくない緊急用宿泊施設に対する権利、を排除するように修正されたならば、そのような修正は、その章典の本質と矛盾するだろう。

§ ヨーロッパの都市におけるホームレス権利章典の実施

ヨーロッパ・ホームレス権利章典の雛形的性質が与えられたなら、鍵となる重要性が 個々の都市がそれを採用してきた形式に置かれるべきである。ヨーロッパの都市によるその章典の実施過程は、その章典を採用した市あるいはそのような市で活動している非政府組織の代表者によって完成された専用調査票から得られたデータを基に分析された⁵⁶。今のところ、章典はヨーロッパの 8 都市において採用されている。バルセロナ（スペイン）は、2016年にその章典を採用したヨーロッパの最初の市であった⁵⁷。その後、スロベニアの 4 都市、マリボル（Maribor）⁵⁸、スロベニ グラデツ（Slovenj Gradec）⁵⁹、クラニ（Kranj）⁶⁰、ムルスカ ソボタ（Murska Sobota）⁶¹ が続いた。その後、2018年、その章典は、スペインの別の 2 市、サンティアゴ・デ・コンポステラ（Santiago de Compostela）⁶² とモストレス（Móstoles）⁶³ によって制定された。その章典は、極最近では2020年、グダニスク（Gdańsk）というポーランドの市によって採用されている⁶⁴。連合王国の市、ブライトン（Brighton）はその章典を採用するに近い位置にある。この理由のため、ブライトンは、ホームレス権利章典の形式的な採用がないにもかかわらず、調査に含まれた。

集められたデータの分析は、ホームレス人権章典の採用を導く道を決定する二つのモデルとなる手法を示している。第 1 の手法は、徹底的な議論が先導しない採用を意味する。もし徹底的な議論が行われたならホームレス危機によって影響を与えられた人々の声が考慮されるだろう。この手法の場合、章典は、ホームレス問題に対処するため、市のより進んだ行動をなす出発点として扱われる。この手法は、スペインとスロベニアの市によって用いられており、比較的早い章典の採用を導いた。

もう一つの手法は、参加的、多様な関与者の実行過程の結果として章典が採用されるという結果になる。その過程は、また、〔章典に〕直接関係ある人、すなわちホームレス危機が影響を与えた人々を含む。この参加型

手法のモデルは、グダニスクによって採り入れられ、最近ではブライトンによって追従されている。章典を採用するのに参加型モデルの手法を用いることは、明らかに、純粹に「政治的な」採用過程と比べた場合、その過程をより時間がかかるものにする。他方、この手法は、ホームレス問題の人権認識と最も緊密に結びつけられているようにみえる。当該の手法は、ホームレスの人々の参加を中心化する。

ホームレス権利章典を制定した市の中で、グダニスクだけが参加型方法でその文書を採用した。簡単に言えば、グダニスクが採用した過程は、次のように説かれる。第1に、グダニスク市評議會は、2018年から2023年の間にホームレス問題を取り組むための市政戦略を立てた。それは、ホームレス権利章典の採用の道筋を切り拓く基礎を与えた。この戦略の実行部分として、七つの諮問会合が、どのようにしてその章典が採用されるべきかを議論するためにもたれた。これらの会合に出席したのは、ホームレス問題に関する市政政策に係わりある全ての関与者の代表である。つまり、国家警察、都市警察、ホームレス問題を扱う市政団体、ホームレスの人と共に働く非政府組織、そして最後になったが重要である、当事者すなわちグダニスクのホームレス社会（community）である。最後の関与者の集団は、ホームレス危期によって影響を受けた74人に実施された調査という方法によって考慮に入れられた。この調査は、章典の諸規定が包括的であり、ホームレスの人々の期待に叶うと示した。

章典の採用を導く過程の違いにもかかわらず、今まで制定された全てのホームレス権利章典は、法的に言えば、非拘束的な文書である。現在ブライトンで議論されているその章典も、また非拘束的である。それ故、ヨーロッパで採用されたその文書によって聖化された（enshrined）権利も、裁判所によって強行されえない。上述から、それらは、一般的に言えば、政治的指導目標に留まっている。多くの場合、一つの章典の採用は、それに関与した市によって、地方の法を変える結果を伴っていなかった。サン

ティアゴ・デ・コンポステラの場合のみ、地方の法は、その章典の採用前の過程で、物乞いを非犯罪化するように修正された。他方、バルセロナにおいては、ホームレス状態を犯罪化する地方法を変えようとする政治的意思の欠如（市の評議会では多数派でなかった）ゆえに、市政の機関は、現行の法を適用する方法を変えた。地方の都市警察は、ホームレス状態を犯罪化する法を強行しないように指示された。

多数の市において採用された章典の言語（language）は、その地域の言語に翻訳された雛形のホームレス権利章典の言葉遣い（wording）に細かく従っている。この点、グダニスクが適用した一定の言語的な規約が評価して注意されるべきである。グダニスクのホームレス権利章典は、通常現われる「ホームレスの人」（‘homeless person (s)’ or ‘the homeless’）〔という用語〕に代えて、「ホームレスを経験した人’ ‘person experiencing homelessness’（*osoba doświadczająca bezdomności*）と「ホームレス危機によって影響を受けた人’ ‘person affected by a homelessness crisis’（*osoba w kryzysie bezdomności*）という二つの選択的な用語（terms）を使用した。この変更の意図は、ホームレスであることの一時な性質を強調し、「ホームレスの人」という紋切り型で汚名を着せるような言葉から離れるためである⁶⁵。

雛形のホームレス権利章典に現れている権利の表は、個々の文書の採用を導く過程ではあまり議論を起こさなかった。例外は、雛形のホームレス権利章典の第11条に規定された権利、すなわち合法的に生存に必要な行為を実行する権利であった。当該の規定はサンティアゴ・デ・コンポステラ、グダニスク、ブライトンで議論をひき起こした。これらの市においては、生存に必要なある行為—物乞い—を表すことが、法によって禁止されていたか禁止されている。サンティアゴ・デ・コンポステラでは、物乞い禁止は地方的に科されていた（そして、〔章典の〕採用過程で廃止された）。しかし、グダニスクとブライトンでは〔物乞い禁止の〕追放は国家的な立法

の結果である。この理由のため、グダニスクが採用した章典は、次のような取り替えを行って第11条に対する修正の言葉遣いを用いた。それは、雛形章典の元の言葉を「我々は、誰もそのような行為に追い込まれないように保障する努力をなすので、我々は、これらの行為が彼ら自身の権利において犯罪化されるべきでないと認める」という言葉に取り替えることであった。この規範的な戦略は、章典の言葉遣いと普遍的に適用可能な法との抵触を回避した。個人情報に関わるグダニスクの章典第9条も、言い換えられた。雛形第9条の元の言葉遣いは、全く避けられた。なぜならば、雛形のそれは、EUの個人情報保護立法を基礎にした普遍的に適用可能な法に従うことに関心を持っているからである。最終的にグダニスク・ホームレス権利章典第9条は次のようになる。「適用可能な諸法の下での個人情報の保護の権利」

雛形のホームレスの権利章典で聖化された権利の中で別の二つの規定が、その章典を地方的な法体系で実施する過程で議論をひき起こした。ブライトンでは、第3条（公共空間を使用する権利）が議論をひき起こした。その一方、サンティアゴ・デ・コンポステラでは第5条（効果的な郵便物宛先の権利）に関心が持たれた。両者の場合、これらの市における公的討論で声に出されたこれらの条項への関心は、これらの条項が、ホームレスを経験している人の反社会的な態度に対する市の是認として解釈されるという懸念に基づいている。この懸念を追い払う試みにおいて、当該の規定は、ホームレスの人々の社会的な汚名を阻止するのに重要な役割を演じる、そしてホームレスの人々の態度を叙述する際の一般化が避けられるべきであるとの主張がなされた。

市のレベルにおいて、章典を採用する過程で現れてきた議論の文脈において、一つの特別な状況が言及されるべきである。社会権に関する議論は、通常、これらの権利の実施と結びついた費用の考慮に伴われる。その章典に関する限り、章典が市民的政治的権利のみならず社会権も含んでいるに

もかわらず、いかなる費用の議論も起こされなかった。恐らく、そのような議論の欠如は、ホームレスの人びとの権利は、何らかの他の権利と全く同じように、共同体の一定の費用負担を招かざるをえないと理解する市政の政策行為者の結果であった。他方、この憶測は、余りにも、行き過ぎであるとわかるだろう。ある章典によって保障された権利の実施の資金調達に関する議論の欠如は、法文書が非拘束的な地位であることによるだけでありうる。その意味することは、もし章典が拘束的地位であるなら、公機関がその章典が保障した法的権利を行使する責務という理由で、公機関が背負い込むだろう何らかの費用を発生させるだろうが、章典が非拘束的地位なので、そうことがない。

今まで採用された章典のどれも、雛形の規定が与えた諸権利の表を拡大していないし縮小していない。この関係では、ホームレスの人に二つの追加的な権利を保障するという興味ある考えが、ブライトンの市によって採用されるべく提案された章典に含まれている。その一つは、個人の専有物に対する権利であり⁶⁶、それは、章典の採用に先立つ協議過程の部分としてホームレスの人々によって直接要求された。もう一つは、生命の権利である⁶⁷。

ホームレスの権利章典の採用は、ホームレスの人々の法的権能強化の過程の終わりではなくむしろ始まりであると仮定されうる。しかし、その章典を採用した市の多くにおいて、この始まりは起こっていない。章典は、どこにおいても、裁判でその章典に訴えることが認められるだろう法的に拘束する地位を与えられていないので、その章典の実施はただ純粹に政治的なものとして留まっている。さらにスロベニアの諸都市の場合、章典の実施の政治過程さえも着手されていない。

この点で注意するに値するのは、様々な市が実施過程で様々な手法を採ったということである。モストレスでは章典の実施が、章典の実際の適用の監視の任務を課せられている市のホームレス評議会によって定期的に

監視されている。その章典の実施の興味ある手法は、サンティアゴ・デ・コンポステラで採られており、それはホームレス危機によって影響を受けた人々の代表からなる特別団体の設立を含んでいた。この団体は、章典によって聖化された権利の実行に関するそしてホームレスの人に影響を与える他の市の政策に関する市の活動に対して諮問されることになっていた。章典の採用以後行なわれた地方選挙の結果の権力移行の余波を受けて、この過程は決して完成されなかった。他方、バルセロナでは、章典は、その採用に続くただ2年間（2017-2018年）の間実施された。最後に、グダニスクは、その章典の実施に取り掛かったところである。

ホームレス権利章典の〔都市という〕限定された実施のため、地方で採用された文書は、採用当時には市の政策に関係あったが、現在その影響は、減少させられている（モストレス、バルセロナ）か、無視されてさえいる（スロベニアの諸市、サンティアゴ・デ・コンポステラ）。章典が、比較的最近採用されたグダニスクについては、そのような評価を形成するには余りにも早すぎるであろう。

全体像を与えるために加えられるべきことは、（非政府組織によって発展された）雛形のヨーロッパの章典の考えと個々の市（サンティアゴ・デ・コンポステラを除く）によるその採用の先導との両方が、地方的な市民社会組織から、あるいはバルセロナの場合のようにその章典の元の推進団体FEANTSAから、発していることである。そのような先導の最良の例は、ホームレス脱出のために働くスロベニアの諸組織のネットワーク Brezdomni do Ključa である。スロベニア全土からの33の非政府組織を束ねたそのネットワークは、ホームレス権利章典の考えを提出した。その後、ネットワークの構成団体は、その章典採用のために個々の行動を起こした。この行動過程を、ブライトンは見習った。ブライトンではその章典を採用する考えが、非政府組織 Brighton & Hove Housing Coalition（ブライトンとホブ地域住居問題連合）から生じた。

同様に言及に値するのは、章典の実施文脈の中で、ポーランドで生じた興味ある過程である。そこではホームレス権利章典の考えが、強い支持体 the National Human Rights Institution（国家人権協会〔略称、NHRI〕）を得た。ポーランドの地方選挙の年である2018年の記者会見において、ポーランドの国家人権協会（オンブズマン〔オンブズパーソン〕）は、その章典の都市での採用と実施の考えを支持した。オンブズマンは、また、その章典の考えと言葉遣いについての基本的な関心と呼び起こす特別な冊子を作成し配布した⁶⁸。

章典のオンブズマンの支持を導いたのは、提案された章典の言葉遣いに関する議論を組織した、全国に広がっているホームレスのために働く非政府組織の包括組織からの態度表明への要求であった⁶⁹。この議論は、それ自体、ホームレス危機に影響された人々の関与を含む雛形のホームレス権利章典に関する諸協議によって導かれていた。これらの諸協議の間、ホームレスの人々はその章典の第10条によって保障される権利を特に強調した。その条は、公的行政の代表者と交渉する際の彼らの権能強化に言及していた。ホームレスの人たちが説明したように、その論点への注視は、ホームレス事態の犠牲者に援助を与える責任のある地方機関の職員による彼らの尊厳への度重なる攻撃の結果であった。この文脈において、諸協議会も、ホームレスの人の尊厳に対する明確な言及が章典に組み込まれるように要求した。諮問されたホームレスの人々は、また、章典の第6条によって保障された権利、すなわち基本的な衛生施設の立入利用の権利が衣服の交換や処分に対する援助利用を含むようにその権利の範囲を拡張することを求めるため、その権利を強調した⁷⁰。非政府組織は、組織自身の側で、その章典は一般的に適用可能な諸法において既にホームレスの人に保障されている諸権利の編集として考えられるが、章典は、また、ホームレスの人の諸権利を列挙し保障する特別の法的行為に言及すべきであると提言した。ポーランドの非政府組織は章典の第11条とポーランド法とが両立できない

ことに注意しながら、物乞いという犯罪を廃止するように国家法は書き換えられるべきだと指摘した⁷¹。後に現われたように、その提言は、グダニスクで受け入れられた。

上述したように、その章典は、ポーランドの一つの市、グダニスクで最終的に採用された。もう一つの都市、首都ワルシャワは、その文書を採用する意図があると公に宣言した⁷²。

§ 結論

法的に言えばヨーロッパの都市で採用されたホームレス権利章典は、疑いもなく一組の非拘束的な基準（standards）であり、すなわちソフト法（soft law）である。ソフト法の行為としてその憲章が与えた衝撃の数ある側面から、三つの側面が、十分光を当てるべき重要性をもつ⁷³。第一、章典は、ホームレスの経験に関連した特別な問題に対して、拘束ある人権条約に聖化された一般的な人権規範を適用した。第二、章典は、ホームレスの人のために働く非政府組織の士気高揚と擁護の道具の源になりうる。この理由は、章典が、ホームレスの人々に与えられている諸権利を集合的な形で単一の入手しやすい書類で表現する形で示しているからである。第三、章典が、ホームレスを経験している人々の権利保護の新しい基準として採用（あるいは現在の基準の発展）のための出発点としていつか役立つだろうということは排除されないからである。ヨーロッパ・ホームレス権利章典の場合にあったように、ソフト法の規範を発展させる過程は、特定の型の権利の侵害の犠牲になった人々の経験に基づく。このように得られた知識が、この領域でのより進んだ仕事のための基礎となるのである⁷⁴。

第三の側面が、特に重要なものとして考えられるべきである。次の仮定はありうるのだが、憲章を個々の市が採用するという傾向が続くだろうと仮定すれば、〔ソフト法の規範を発展させる〕この過程は国内法及び国際法のレベルで実行される変化を導くと期待されうる。さらに、この過程は、

極貧の人の権利の保護を強化する努力に対応するだろう。彼らの権利保護は、今のところ、国際連合の極貧と人権の関する一般的指導原則の採用の位置まで到達している。〔しかし〕明らかなように、極端な貧困者の権利を保障する法的に拘束する国際的な合意に関するもう少し進んだ作業が、計画されていない。ホームレス人権憲章を採用するという高まりつつある傾向は、この分野でのより一層の行動の必要を明らかに照らし出している。

最後に 注意されるべきことは、その章典の都市での採用の過程が、副反応を有していることである。つまり、社会権、特にホームレス状態からの脱出の決定的な構成要素である住居の権利、の保護水準の向上をもたらす。同時に、注意に値することは、今のところ章典は、憲法的レベルでは、住居の権利を〔個人の〕権利ではなくむしろ国家政策の原則として保証している国々の都市によって、採用されているということである⁷⁵。このことは、章典がこの権利の強行の保障を高める一種の圧力としてみられることを許している。他方、この事実が、住居の権利が権利として考えられている司法管轄にある都市によって章典が採用されないことを説明するだろう。

いずれにせよ、章典を採用するか否かの議論は、ホームレス社会に有害である、ホームレスの人々の間で広がっていると流布されているようなアルコール濫用や怠惰といった社会的病いに関連した否定的な固定観念を打ち破るのに寄与できる。章典の採用を導く過程の分析によって、我々は、また、ホームレスであることに関連した基本的問題の幾つかを確認し反省することができるようになる。章典の採用が（バルセロナのように）実務的（法の強制）レベルであれ、法的レベルであれ（サンティアゴ・デ・コンポステラ）、ホームレス状態の非犯罪化を導くことから離れて、その採用は、また、幾らかの都市で、未来を見据えた効果をもたらした。都市のホームレス防止政策のもっともらしい変化によって特徴づけられる状況では、ホームレス権利章典は、その差し迫った変化をひっくり返すために使

うことのできる重要な弁護的道具として役立ちうる。

ホームレス人権章典の立法の事例は、時には人権法の「グローカリゼーション (glocalisation) [地域と世界の直結化]」と記述される、地方政府が益々人権保護過程に巻き込まれると言う説の明示と確認としてみなされうる⁷⁶。これはまた、市の側での国際的な法と政策への関与というより広い傾向の側面である⁷⁷。この文脈で注意に値するのは、ホームレス権利章典を採用している市は、人権の実施に向かって働いている——それは、議論を起こすことなしに市が人権へ関与している場合しばしば起こっているようである——だけでなく、また規範の発生にも関わっている⁷⁸。その章典を採用することで、市は、ホームレスを経験した人々が人権への信頼を回復することに対して重要な手段を講じている。この分野における市の活動は、今日まで、ホームレスの人の権利が国際的な人権課題に関する重要な争点でなかったという事実に鑑みれば特に重要である。

IV 訳者の感想

訳者は、ホームレス問題全般に不案内である。不案内であるが、訳者は、その問題に対して法学的考察は必要だと感じている。翻訳した論文は、ホームレスの人を法的どう位置づけていくかについての概観を与えてくれる。

訳してみて、私が興味をもった箇所を挙げておく。

ホームレスという事態は、国家を超えた経済の結果として生じ、その現象は大都市に現われる。従って、私はホームレス問題の解決は、国家法の次元での解決されるべきと考えていたが、本稿では都市の立法（条例）という解決方法が提示されている。この意味を理解するには2点を調べる必要があろう。第1は、日本と西欧の都市の歴史、都市の権限の差である。第2は、ホームレス権利章典が作られた国の憲法規範の内容である。調べ

ていないので憶測になるが、それらの国での憲法は日本のような社会権を規定した条文がないと思われる。従って、法的拘束力がないソフト法という用語が出されている。著者は、ソフト法の状態に満足せずそれを法的規範に近づけようと努力している。この点は、日本国憲法は生存権を規定しているが、なおその規範性が薄いとすれば、その規範性の強化として本論文は学べるかもしれない。

この論文で紹介されている都市によるホームレスに関する地方法を制定するというやり方とは異なって、日本は、2002（H.14）年、国会によって「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、ホームレス自立支援法と略する）が制定された。国家法レベルで、ホームレス問題に取り組むという意味では、先進的である。今この法律の内容をこの論文の基礎となっている雛形のヨーロッパ・ホームレス人権章典やアメリカのホームレスに関する諸州法と比較する能力も知識も筆者にはないが、この論文を読んだ限りで、一つの例を提示しておく。日本の当該法の第11条はこう規定している。「都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。」確かに、「ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ」という言葉が入っているが、この条文の目的は、あくまで「当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする」であろう。ここには、翻訳文で注16が打たれた部分の極貧と人権に関する国連の指導原理（2012年9月）の示すような考えがない。ホームレス自立支援法には「ホームレスの人権」という用語があるが、具体的内容に乏しい。それは、いわば国の基本施策を宣言した法律であり、ホームレスの人を配慮した法規基礎になるには今後の立法努力が試されるだろう。

日本のホームレス自立の支援法と他国のその類似の法の比較では、著者も少し触れているプエルトリコの法も視野に入れるべきだろう。プエルトリコは、国の法的地位としては米国自治連邦区（アメリカのコモンウェルス、州ではないが自治政府を持つ）というやや独特な形態を採っているが、「プエルトリコ憲法」第2条（Article II）で死刑も禁止する（section 7）程、「人間の尊重」（section 1）を基本原理としており、それに基づいて、包括的なホームレスに関する法律（Act to Create the Multi-Sector Homeless Population Support Council）を制定している。憲法と法律の関係からのみ言えば、日本のホームレス自立支援法とプエルトリコの法律の比較研究は有益だろう。

もし日本でホームレスの権利章典が作成されるとすれば、リバータリアニズム（自由至上主義）、個人主義の立場から反対論がでるだろう。訳出した論文では、論文の目的から、それら反対論に対して言及していない。個人責任論に関しては、新型コロナウイルスによる不安定な経済活動によって、誰でもが自己責任ではなくてもホームレスの身になる可能性があるようになった事実を指摘するにとどめる。そうだからと言って、この論文が主張するホームレス権利章典は、パターンリズム（温情ある干渉主義）の色彩がしないかという疑問が出る。これに関して、著者がempowerment（権能強化）の視点でホームレス権利章典を正当化していることは、私の関心を惹いた。

最後に余計なこともかもしれないが、ホームレス人権章典を採用した都市の幾つかは、旧社会主義国の都市がある。スロベニア共和国は、1991年ユーゴから分離独立した国であるし、ポーランドも、旧社会主義国であった。これらの都市でのホームレス人権章典の採択は、旧社会主義国の置き土産の法意識の結果と見るのかどうか。私の興味ある所でもあった。

*PhD. ワルシャワ大学、法と行政学部、人権センター。ORCID: <<https://orcid.org/0000-0002-9116-7679>>.^{†1} 著者は、FEANTSA^{†2}の政策担当者マリア・ホセ・アルダナス (Maria José Aldanas) に対して、この論文の作成に、特に本稿の目的のために実施された調査の再検討と調査参加者の獲得の助力とになされた彼女の支援に感謝したい。著者は、編集者と校閲者が本稿の初期の稿に彼らの有益な所見を与えてくれたことに感謝する。

†1 著者は2017年11月からワルシャワ大学法と行政学部の助教授である。2021年5月9日に、当大学の人権センターの当該サイト (<http://en.zpc.wpia.uw.edu.pl/about/>) には著者の名は出てこない。学部のサイト<https://uw.academia.edu/AdamPloszka> に彼の記事がある。

†2 FEANTSAは本文を参照。英語版のWikipediaによると、FEANTSAという略称は、フランス語での団体名：Fédération Européenne d'Associations Nationales Travaillant avec les Sans-Abriの頭文字をとって作られている。「その団体は、専らヨーロッパ地域のホームレスに焦点をあて、その団体の活動の履行のためにヨーロッパ委員会から財政的支援を受けている唯一の大規模なヨーロッパの網状組織である。FEANTSAは、また、他のEU組織と緊密に活動し、欧州会議と国際連合における諮問的地位を保持している。」

1 参照せよ。〔国連で〕1965年12月21日に採択された、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (A/RES/2106 (XX))、1979年12月18日採択された、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (A/RES/34/180)、1989年11月20日採択された、児童の権利に関する条約 (A/RES/44/25)、2006年12月13日採択された、障害者の権利に関する条約 (CRPD) (A/RES/61/106)。

2 I. Doron and I. Apter, 'International Rights of Older Persons: What Difference Would a New Convention Make to Lives of Older People?', 11 *Marquette Elder's Advisor* (2009) p. 367.を見よ。そのような条約は、顕著にも、〔南〕アメリカ間の人権体系に採択されている。2015年6月15日採択のInter-American Convention on Protecting the Human Rights of Older Persons.

3 見よ、*UN Guiding Principles on Extreme Poverty and Human Rights* (A/HRC/21/39)。

†3 Bill of Rights なので、権利の法案とも訳せる。

4 この章典は、11の権利を含む。その中で最も重要なのは、ホームレスから脱出する権利である。権利章典は、権利の表を提出しているだけでなく、それらの範囲と実質を定義している。この章典の本文は、Housing Rights Watchのウェブ・サイトhttps://www.housingrightswatch.org/sites/default/files/Template%20Homeless%20Bill%20of%20Rights%20EN_0.pdf で閲覧可能である。著者2020年11月18日閲覧。

5 ホームレスを定義する諸困難ゆえに、ホームレスであることと住居から排除についてのETHOS [the European Typology of Homelessness and Housing Exclusionの略称] の定義は、the European Observatory on Homelessness

- (ホームレス・ヨーロッパ観察研究会〔FEANTSAによって設立された学術調査団体〕)によって展開された。この定義、すなわちより広く言えば、ホームレスであることと住居からの排除の類型論は、ヨーロッパ全体にわたってより一貫した方法で、ホームレスであることに関する諸統計を集め分析するのに役立つ。この類型論は、〔ヨーロッパという〕この地域では最も普及しているけれども、必ずしも普遍的に適用されているのではない。より詳しくは、次の文献を参照。K. Amore et al., 'The ETHOS Definition and Classification of Homelessness: An Analysis', 5 (2) *European Journal of Homelessness* (2011) p. 19; B. Edgar, 'The ETHOS Definition and Classification of Homelessness and Housing Exclusion', 6 (2) *European Journal of Homelessness* (2012) p. 219.
- 6 J. Chamie, 'As Cities Grow, So Do the Numbers of Homeless', *Yale Global Online*, 2017.
- 7 C. Serme-Morin, *The State of Emergency Shelters in Europe*, Homeless in Europe. The Magazine of FEANTSA - The European Federation of National Organisations Working with the Homeless AISBL, Spring 2019, p. 2. [AISBLとは、<https://acronyms.thefreedictionary.com/AISBL> によれば、〔仏語〕Association internationale sans but lucratif (英語: International Non-Profit Organization) とある。]
- 8 職作りと成長を後押しする道具として、不平等との戦いに関する 2017年11月16日付けのヨーロッパ議会の決議 (European Parliament resolution of 16 November 2017 on combating inequalities as a lever to boost job creation and growth (2016/2269 (INI)), point 60) において注記されている。
- 9 そのような結論は、ホームレスと緊密に結びつく、極端な貧困に取り組むための人権を基礎とした取り組み方法という文脈で経済的、社会的及び文化的権利に関する国連委員会が達したものである。 *Substantive Issues Arising in the Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: Poverty and the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights. Statement Adopted by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights on 4 May 2001*, para. 2, E/C.12/2001/10を参照
- 10 ホームレスや極貧によって影響された人々の法的権能強化に関するより広範な議論については、M. Nowak, 'A Human Rights Approach to Poverty', 8 (1) *Human Rights in Development Online* (2002) p. 29; D. Banik, 'Legal Empowerment as a Conceptual and Operational Tool in Poverty Eradication', 1 (1) *Hague Journal on the Rule of Law* (2009) p. 117. を見よ。
- 11 権利を基礎とした貧困縮小への取り組み方に関して、以下も参照。A. Sengupta, 'Human Rights and Extreme Poverty', *Economic & Political Weekly* (2010) p. 85; R. Kanbur, 'Attacking Poverty: What is the Value Added of a Human Rights Approach?' in A.K. Sengupta et al. (eds.), *Freedom from Poverty as a Human Right*, vol. 3, *Economic Perspectives* (Paris 2010) p. 13-17;

- S. Osmani, 'Poverty and Human Rights: Building on the Capability Approach', 6 (2) *Journal of Human Development* (2005) p. 205; European Network of National Human Rights Institutions, 'Applying a Human Rights-Based Approach to Poverty Reduction and Measurement A Guide for National Human Rights Institutions', 2020. In context of homelessness see P. Kenna and G.F. Evangelista, 'Applying Human Rights Based Approach to Homelessness', in S. Jones (ed.), *Mean Streets: A Report on the Criminalisation of Homelessness in Europe* (FEANTSA 2013) p. 31.
- 12 住居の権利については、特に以下を参照。J. Hohmann, *The Right to Housing: Law, Concepts, Possibilities* (Bloomsbury Publishing 2013) ; S. Fitzpatrick and B. Watts, *The 'Right to Housing' for Homeless People* (Homelessness Research in Europe 2010) p. 105. 注意に値するのは、住居の権利は、最近the Habitat III New Urban Agenda における都市への権利 (the right to the city) の承認によって強化されたことである。参照、I. Turok and A. Scheba, "Right to the City" and the New Urban Agenda: Learning from the Right to Housing', 7 (4) *Territory, Politics, Governance* (2019) p. 494; M. Marcenko, 'International Assemblage of the Security of Tenure and the Interaction of City Politics with the International Normative Discourse', 51 (2) *The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law* (2019) p. 151. [the Habitat III New Urban Agenda とは、2016年10月17日から20日までエクアドルのキトで開催され「住居と持続可能な都市開発に関する国連会議」で出されたいわゆるキト宣言である。日本語訳は、<https://uploads.habitat3.org/hb3/NUA-Japanese.pdf> で閲覧可能。]
- 13 CETS 163 - European Social Charter (Revised). [CETSはCouncil of Europe Treaty Series の略号]
- 14 国家が拘束ある法的責務として進んで採用しようとする規定を国家自身を選ぶことを許すというヨーロッパ社会憲章の特異な規範的特徴を考慮すれば、この文書を批准した34カ国のほぼ半数の国が、この規定によって拘束されることを選んだことは、注目に値する。
- 15 社会権に関するヨーロッパ委員会の特に〔この憲章の〕長所に関する次の判決を参照。*Centre on Housing Rights and Evictions (COHRE) v Italy*, No. 58/2009; *European Federation of National Organisations Working with the Homeless (FEANTSA) v France*, No. 39/2006; *European Roma Rights Centre v Bulgaria*, No. 31/2005.
- 16 指導原理第78番。
- 17 指導原理第80番。
- 18 CESCR General Comment No. 4: The Right to Adequate Housing (Art. 11 (1) of the Covenant), E/1992/23, p. 13. [CESCRは、UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights の略号]

- 19 Ibid., p.17.
- 20 CESCR General Comment No. 7 : 相当な住居の権利 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、第11条 1 項、強制的追い立て), E/1998/22, p. 16.
- 21 CESCR General Comment No. 15 : 水の権利 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、第11条及び12条), E/C.12/2002/11, p. 16c.
- 22 Report of the Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, and on the right to non-discrimination in this context: *Homelessness as a global human rights crisis that demands an urgent global response*, A/HRC/31/54.
- 23 それにもかかわらず、注意するに値するのは、この論点は、以前に人権の観点から取り組まれている。特に参照、P. Lynch and J. Cole, 'Homelessness and Human Rights: Regarding and Responding to Homelessness as a Human Rights Violation', 4 *Melbourne Journal of International Law* (2003) ; M. Foscarinis, 'Homelessness and Human Rights: Towards an Integrated Strategy', 19 *Saint Louis University Public Law Review* (2000).
- 24 CESCR General Comment No. 20 Non-discrimination in economic, social and cultural rights (Art. 2, para. 2 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights), E/C.12/GC/20, p. 35. また見よ、M. Thornton, 'Social Status: The Last Bastion of Discrimination', 1 (3) *Anti-Discrimination Law Review* (2018).
- 25 しかしながら、言及に値するのは、この数十年の間、ホームレス事態に関連した戦術的に十分な訴訟が、特に国の範囲ではあったことである。参照。G.L. Blasi, 'Litigation on behalf of the Homeless: Systematic Approaches', 31 *Washington University Journal of Urban & Contemporary Law* (1987) p. 137; L.S. Dakin, 'Homelessness: The Role of the Legal Profession in Finding Solutions Through Litigation', 21 (1) *Family Law Quarterly* (1987) p. 93; B.S. Waxman, 'Fighting the Criminalization of Homelessness: Anatomy of an Institutional Anti-Homeless Lawsuit', 23 *Stetson Law Review* (1993) ; M. Foscarinis and R. Herz, 'The Criminalization of Homelessness: An Overview of Litigation Theories and Strategies', 29 *Clearinghouse Review* (1995).
- 26 General Comment No. 25: The right to participate in public affairs, voting rights and the right of equal access to public service (Art. 25) ; 12/07/96, CCPR/C/21/Rev.1/Add.7.
- 27 ECtHR 21 January 2011, No. 30696/09, *M.S.S. v Belgium and Greece*; ECtHR 17 October 2013, No. 27013/07, *Winterstein and Others v France*; ECtHR 24 April 2012, No. 25446/06, *Yordanova and others v Bulgaria*; ECtHR 20 October 2015, No. 40378/10, *Fazia Ali v the United Kingdom* を見よ。A. Remiche, 'Yordanova and others v Bulgaria: The Influence of the Social Right to Adequate Housing on the Interpretation of the Civil Right to Respect for one's

- Home', 12 (4) *Human Rights Law Review* (2012) p. 787. も見よ。
- 28 特に参照。adoption of an Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, United Nations, Treaty Series, vol. 999, p. 171.
- 29 D. Mijatović, *The Right to Affordable Housing: Europe's Neglected Duty* (Strasbourg 23 January 2020), <www.coe.int/en/web/commissioner/-/the-right-to-affordable-housing-europe-s-neglected-duty>, visited 18 November 2020.
- 30 ホームレス状態の犯罪化に関してより詳しくは以下参照。J. Waldrom, 'Homelessness and the Issue of Freedom', 39 *UCLA Law Review* (1991) p. 295, D. Mitchell, *The Right to the City: Social Justice and the Fight for Public Space* (Guildford Press 2003) ; M. Foscarinis et al., 'Out of Sight - Out of Mind: The Continuing Trend toward the Criminalization of Homelessness', 6 *Georgetown Journal on Poverty Law and Policy* (1999) p. 145, P.J. Fischer, *The Criminalization of Homelessness* (Springer 1992) p. 57.
- 31 FEANTSA, *Advocating for the rights of homeless people. User Guide. A handbook for social actors to engage with the Homeless Bill of Rights*, p. 1.
- 32 Report of the Special Rapporteur on extreme poverty and human rights: *The Penalization of Poverty*, A/66/265; S. Jones (ed.), *Mean Streets: A Report on the Criminalisation of Homelessness in Europe* (Brussels 2013).を見よ。
- 33 *UN Guiding Principles on Extreme Poverty and Human Rights*, principle No. 65.
- 34 UN Special Rapporteur on adequate housing as a component of the right to an adequate standard of living, and on the right to non-discrimination in this context open letter to the Government of Hungary, 20 June 2018, OL HUN 4/2018を見よ。
- 35 European Parliament resolution of 16 January 2014 on an EU homelessness strategy, (2013/2994 (RSP)), point 14.
- 36 見よ。National Law Center on Homelessness & Poverty, Report: *Housing Not Handcuffs: Ending the Criminalization of Homelessness in U.S. Cities*, 2018.
- 37 見よ。S.K. Rankin, 'A Homeless Bill of Rights (Revolution)', 45 (2) *Seton Hall Law Review* (2015) p. 384; M.F. Drywa Jr., 'Rhode Island's Homeless Bill of Rights: How Can the New Law Provide Shelter from Employment Discrimination?', 19 (3) *Roger Williams University Law Review* (2014) p.716; J. Sheffield, 'A Homeless Bill of Rights: Step by Step from State to State', 19 (1) *Public Interest Law Reporter* (2013) p. 8.
- 38 Act No. 130, 15th Leg., 6th Sess. (P.R. 2007).
- 39 An Act Relating To Property - Rhode Island Fair Housing Practices Act,

Chapter 37.1 Homeless Bill of Rights.

- 40 An Act Concerning a Homeless Person's Bill of Rights, 2013 Conn. Pub. Acts 13-251.
- 41 State of Illinois Public Act 098-0516 An Act in relation to homeless persons.
- 42 National Law Center on Homelessness & Poverty, Report: *From Wrongs to Rights: The Case for Homeless Bill of Rights Legislation* を見よ。
- †4 本稿注39が示すように、ロードアイランド州のこの権利章典は、州公正住宅業務法 (the state's Fair Housing Practices Act) の修正として立法されているので、chapterという編成になっている。
- 43 See previously Act No. 250 of 18 August 1998.
- 44 本稿注4。
- 45 FEANTSA, *User Guide*, *supra* n. 31, [前掲注31] p. 4.
- 46 I. Baptista et al. (eds.), *Local Connection Rules and Access to Homelessness Services in Europe: EOH Comparative Studies on Homelessness No. 5* (FEANTSA, 2015).
- 47 S. Atrey, 'The Intersectional Case of Poverty in Discrimination Law', 18 (3) *Human Rights Law Review* (2018) p. 411. も見よ。
- 48 ところで次のことが注意されるべきである。その章典の前文でホームレス問題に取りかかる責任が、非常により広い用語で定義されていることである。章典によればこうである。「(……) ホームレスである人の生活状況を改善し、ホームレスであることに関する消極的な効果を低減することは、全ての個人、企業、組織、我々の市の機関を含めた全ての地方機関の責任であると我々は考えている。」
- 49 G. Byrne, *The Postal Paradox: How Having No Address Keeps People Homeless* (CitizensAdvice).を見よ。
- 50 FEANTSA, *User Guide*, *supra* n. 31, [前掲注31] p. 4.
- 51 見よ。E. Grant, 'Dignity and Equality', 7 (2) *Human Rights Law Review* (2007) p. 299; I.T. Winkler and C. Mahler, 'Interpreting the Right to a Dignified Minimum Existence: A New Era in German Socio-Economic Rights Jurisprudence?', 13 (2) *Human Rights Law Review* (2013) p. 388, E.S. Tanasescu, 'Human Dignity and the Circumstantial Protection of Social Rights', in M. Zubik (ed.), *Human Rights in Contemporary World Essays in Honour of Professor Leszek Garlicki* (Warsaw 2016) p. 306; A. Ploszka, 'The Right to Subsistence Minimum and Its Role in the Protection of People Living in Extreme Poverty – the Polish Experience', 24 *Comparative Law Review* (2018) p. 225.
- 52 見よ、Protocol No. 4 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, securing certain rights and freedoms other than those already included in the Convention and in the first Protocol thereto, ETS no. 046.

- 53 Report of the Special Rapporteur on the human rights to safe drinking water and sanitation: *Human rights to water and sanitation in spheres of life beyond the household with an emphasis on public spaces*, A/HRC/42/47, point 36.
- 54 Human Rights Committee 'Concluding observations on the fourth periodic report of the United States of America', CCPR/C/USA/CO/4, point 19.を見よ。
- 55 FEANTSA, *User Guide*, *supra* n. 31 [前掲注31], p. 4.
- 56 調査票は、Coordinator of the Barcelona's Plan for Fighting Homelessness; Director of Social Welfare and Social Services of the city Móstoles; Former external legal adviser of the Local Government of Santiago de Compostela (Galicia, Spain) ; Coordinator for the Implementation of the Homeless Bill of Rights, Municipal Family Assistance Centre in Gdańsk, legal officer of Brighton & Hove Housing Coalition (a non-governmental organisation) and a representative of the Slovenian non-governmental organisation Društvo za pomoč in samopomoč brezdomcev Kralji ulice によって完成された。私は、それらの各に心からの謝意を表したい。
- 57 章典は、2016年5月9日採用された。
- 58 章典は、2016年12月23日採用された。
- 59 章典は、2016年12月1日採用された。
- 60 章典は、2016年10月26日採用された。
- 61 章典は、2016年12月27日採用された。
- 62 章典は、2018年12月20日採用された。
- 63 章典は、2018年1月26日採用された。
- 64 章典は、2020年2月27日採用された。
- 65 グダニスクのこの章典の言葉遣いは、[本論文著者の] Adam Ploszkaによるヨーロッパの章典のポーランド語訳に基づいている。
- 66 この権利は以下のように表わされている。「ホームレスである人は、テントと寝袋を含めた自己の持ち物 (belongings) を公務員を含む全ての人に配慮される (respected) べきである。やむを得ない必要を除いて、それらの物は、決して毀損されたり、廃棄されたり、移動されてはならない。そして、もしそれらが移動されたなら、費用負担なしに回収できるようにされなければならない。
- 67 この権利は以下のように表されている。「生命の権利は、生命を維持するための方策を講じることを公機関に要求する。(緊急宿泊施設にいる人を含め) ホームレスである人が死亡した時、協議会は、彼らの死がそのようなものとして記録され、各々の場合死亡原因及び死亡を防げただろうものは何かを理解するための合理的な公的調査を確実にするように委託される。」
- 68 以下の小冊子を見よ。 *Skuteczna pomoc w walce z kryzysem bezdomności, Karta Praw Osób Doświadczających Bezdomności- pytania i odpowiedzi* [Effective Assistance in Tackling the Homelessness Crisis, the Bill of Rights of Per-

sons Experiencing Homelessness: Q&As] (Warsaw 2018). [ホームレス危機に取り組む効果的な援助、ホームレスを経験した人々の権利章典、問答集、(ワルシャワ、2018年出版)]

- 69 付言すべきことは、ポーランドでは、ホームレスの人に助けを与える責務は、最下位の地方政府の機関 (*gmina*) 課されているが、主に非政府組織を通じて実行されていることである。
- 70 Intervention letter of the to Polish National Federation for Solving the Problem of Homelessness to the Ombudsman, dated 3 April 2018, unpublished. [ホームレス問題解決のためのポーランド連合が〔上記の〕 オンブズマン [オンブズパーソン] に宛てた介入の手紙^{†5}、2018年4月3日、非公表。著者の石井へのメールでは、Polishの前のtoは不要とされる。]
- †5 <https://americanaddictioncenters.org/intervention/sample-intervention-letter> によれば、介入的書簡は、「計画の局面と現実の介入に関連する。計画の局面の間、集団の各構成員は、彼らの関心を反映し、扱いに関する提案をなす書簡を提出するだろう。各集団構成員は、介入的会合の間、その手紙を好意あるものとして読むだろう」と説明されている。なお、介入的書簡(手紙)は、英米圏での手紙の書き方の典型の一つでもある。
- 71 同文献。
- 72 ワルシャワ・ホームレス権利章典の採用に関するオンブズマン[オンブズパーソン]の介入的書簡に対するワルシャワ市長の回答、2019年12月13日付け、オンブズマンのウェブサイトで見覧可能。[英文は、Homeless Bill or Rightsであるが、著者のメールによれば、orではなく of が正しい。]
- 73 D. Shelton, 'Summary', in D. Shelton (eds.), *Commitment and Compliance. The Role of Non-Binding Norms in the International Legal System* (Oxford 2000) p. 462. ソフト法諸基準の重要性に関しては、参照、A.E. Boyle, 'Some Reflections on the Relationship of Treaties and Soft Law', 48 (4) *International & Comparative Law Quarterly* (1999) p. 901; C.M. Chinkin, 'The Challenge of Soft Law: Development and Change in International Law', *International and Comparative Law Quarterly* (1989) p. 850.
- 74 新しい人権諸文書の付加価値に関しては、B.A. Simmons, *Mobilizing for Human Rights International Law in Domestic Politics* (Cambridge University Press 2009) を参照。
- 75 参照、スロベニア共和国憲法78条、ポーランド共和国憲法75条(1)、そしてスペイン憲法47条。
- 76 参照、M.F. Davis et al., *Global Urban Justice: The Rise of Human Rights Cities* (Cambridge University Press 2016) ; B. Oomen and E. Van den Berg, 'Human Rights Cities: Urban Actors as Pragmatic Idealistic Human Rights Users', 8 *Human Rights & International Legal Discourse* (2014) p. 160.
- 77 参照、H.P. Aust, 'Shining Cities on the Hill? The Global City, Climate Chan-

ge, and International Law', 26 (1) *The European Journal of International Law* (2015) p. 255; B. Oomen and M. Baumgärtel, 'Frontier Cities: The Rise of Local Authorities as an Opportunity for International Human Rights Law', 29 (2) *European Journal of International Law* (2018) p. 607; I.M. Porras, 'The City and International Law: In Pursuit of Sustainable Development', 36 *Fordham Urban Law Journal* (2006) p. 537.

- 78 E. Durmus, 'A Typology of Local Governments' Engagement with Human Rights: Legal Pluralist Contributions to International Law and Human Rights', 38 (1) *Netherlands Quarterly of Human Rights* (2020) p. 30. において提示されている人権に関与する市の類型論を見よ。

〔後記〕

翻訳に際して、著者とメールを2、3回交換した。著者は、翻訳した論文注51にある彼の論文を勧めてくれた。日本国憲法の25条との比較研究に役立つと思われる。

著者に記して謝意を表わす。

I would like to express my thanks to Dr. Prof. Adam Ploszka.